

「事前復興」の取組等に関する現状と課題

- 東日本大震災の被災市町村では、応急復旧対応や被災者支援などに追われ、復興まちづくり計画の策定に長期間を要し、復興事業の着手が大幅に遅れた。
- 「想定外」という事態を繰り返さないためには、過去の災害や復興対策から得た教訓を最大限生かし、**事前の予防対策から復旧・復興までを総合的に担う体制**が求められる。
 (例) 事前復興まちづくり計画を策定し、発災前に高台移転を行うとしても、現在の財政支援は、移転先の土地の造成と建物の建替えでは所管省庁が別であり、事業の一体性が損なわれる。
 例えば、要配慮者施設を事前に高台へ移転しようとする場合、厚労省事業は老朽化対策が主たる目的のため、防災対策の必要性は評価されず、事業採択されない場合がある。
 【国支援の所管】
 土地造成 → 国交省、役場支所 → 総務省、
 医療・福祉施設 → 厚労省
- 「地方創生2.0基本構想」では、**地域の実情に応じ部局単位での移転も検討するとされており、防災庁や地方拠点の設置に当たってもこうした方針を踏まえることが肝要。**

政策提言

- 1 防災庁と復興庁の機能統合により、**「事前復興」の企画調整・実施支援を一元的に推進する組織「事前復興局（仮称）」を防災庁内に創設**すること。また、「地方創生2.0基本構想」の政府関係機関の移転方針も踏まえ、この「事前復興局（仮称）」については、全国に先駆けて事前復興などに取り組む**「事前防災全般の先進地」である高知県に設置**すること。
- 2 あわせて、現在、防災庁への設置を検討している**研究開発部署**についても、全国に先駆けて**防災関連産業の育成や海外展開などに取り組む高知県に設置**すること。
- 3 また、現在、検討している防災庁の**「地方拠点」の「選定基準」**については、南海トラフ地震などの大規模災害の発災時には、**被災地の「最前線」となる現場で、復旧・復興に関する事務を迅速に遂行することができる地域を要件**とすること。

<提言の理由>

- ・事前復興全般の企画立案や、津波避難タワー、堤防補強、備蓄倉庫の整備といった取組の先進地としてのノウハウや知見を持つ本県は、防災庁における事前復興を含む徹底的な事前防災の調査研究機能や実証フィールドの拠点として最適。
- ・南海トラフ沿いにあり、防災関連産業を推進する本県は、防災庁が取り組む防災技術に関する研究開発や防災産業の海外展開拠点としても最適。
- ・南海トラフ地震発生後の対応においても、被災地の最前線となる本県の現場で、発災から復旧・復興に関する連絡調整を迅速に遂行することが可能。

(参考) 高知県の先進的な防災対策の取組

①事前復興の取組

- 南海トラフ地震後、速やかに復興事業に着手できるよう、**沿岸19市町村の「事前復興まちづくり計画」策定を推進**
 令和6年能登半島地震を踏まえ、中山間地域での「事前の備え」の必要性を再認識

中山間地域へ拡大

・土砂災害特別警戒区域や過疎・高齢化集落を抱える中山間地域について、持続可能な地域社会を構築するための将来像を計画

②避難タワーなどインフラ整備の取組

- 令和7年度～令和9年度(第6期高知県南海トラフ地震対策行動計画)の取組目標として、さらに5基の津波避難タワー整備を目指す (**合計131基** (R6年度末:126基))

③防災関連産業の取組

- 令和7年度～令和9年度(第5期高知県産業振興計画)の取組目標として、「高知県防災関連登録製品」の拡大を目指す
 認定:**29製品 (累計240製品)**、売上高:**R7年度175億円**、R8年度190億円、R9年度200億円 (R6年度末:認定211製品 (累計)、売上高153.5億円)

R7.2.20黒潮町 (全国最大34mの津波想定) が事前復興まちづくり計画を県内で初めて策定

・宅地の造成、佐賀支所等の移転、商業、医療等の施設を誘導

・日常の買い物施設等の生活利便施設を再生・集約

・漁業を中心とした産業を誘致し、生業再生を図る
 ・復興祈念公園を整備



・東公園を浸水しない高さまで嵩上げし宅地に転用
 ・需要に応じ切土した山を住宅化

黒潮町佐賀地区の復興まちづくり計画 (土地利用イメージ)



1 「事前復興」の取組に関する現状と課題

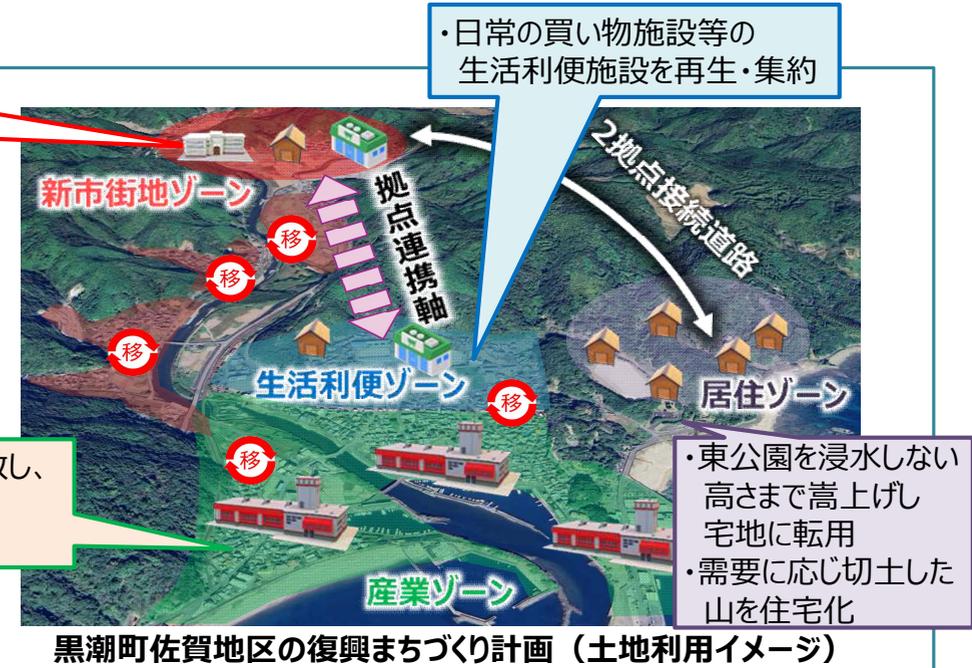
- 東日本大震災の被災市町村では、応急復旧対応や被災者支援などに追われ、復興まちづくり計画の策定に長期間を要し、復興事業の着手が大幅に遅れた。
 - 復興に時間を要すると、避難先でそのまま定住することとなり、被災市町村における人口減少を招き、地域の活力が失われる。
 - 南海トラフ地震をはじめ、いつどこで発生するかわからない災害に対して、「想定外」という事態を繰り返さないためには、過去の災害や復興対策から得た教訓を最大限生かさなければならず、事前の予防対策から復旧・復興までを総合的に担う体制が求められる。
- (例) 事前復興まちづくり計画を策定し、発災前に高台移転を行うとしても、現在の財政支援は、移転先の土地の造成と建物の建替えについて3は、それぞれの所管省庁が別になっているため、事業の一体性が損なわれる。例えば、要配慮者施設を事前に高台へ移転しようとする場合、厚労省の建替え事業は老朽化対策が主たる目的のため、防災対策の必要性は評価されず、事業採択されない場合がある。

国支援の所管
土地造成 → 国交省
役場支所 → 総務省
医療・福祉施設 → 厚労省

高知県における「事前復興」の取組

- 南海トラフ地震で被災した後、速やかに復興事業に着手できるよう、沿岸19市町村の「事前復興まちづくり計画」策定を推進。
- 市町村に対する県の支援策として、
 - ・市町村が計画策定の際に参考とする「事前復興まちづくり計画策定指針」を策定 (R4)
 - ・計画策定に「補助金」を創設 (R5)
事業費の1/3を補助 (国交省の交付金1/3、市町村負担1/3)
→ R7補助金 16市町村 90,180千円
- 事前復興まちづくり計画の策定状況 (R6末見込み)
策定済: 2市町 着手: 14市町 着手に向け準備中: 3町村

R7.2.20
黒潮町 (全国最大34mの津波想定) が
事前復興まちづくり計画を県内で初めて
策定



令和6年能登半島地震を踏まえ、中山間地域での「事前の備え」の必要性を再認識

事前復興の取組を中山間地域へ拡大

・土砂災害特別警戒区域や過疎・高齢化集落を抱える中山間地域について、持続可能な地域社会を構築するための将来像を計画

複数の省庁が所管する事業で構成される「事前復興」の取組の企画調整・実施支援を一元的に推進する組織が必要
(復興事業を一元的に執行している復興庁がそのノウハウを有している 所掌事務の例：復興整備計画の推進、復興整備事業に関する事務の調整 等)

2 「事前復興」の取組強化に向けた政策提言

- 1 事前の予防対策を総合的に推進するために、防災に関する各省庁への対策強化や予算措置への勧告など、防災庁に必要な権限を付与すること。
- 2 防災庁と復興庁の機能統合により、「事前復興」の取組の企画調整・実施支援を一元的に推進する組織を防災庁内に創設していただき、その組織（仮称：事前復興局）を高知県に設置すること。
- 3 現在議論されている防災庁の「地方分局」について、設置する場合は、復興庁の3復興局（岩手・宮城・福島に設置）の例により、高知県に設置すること。